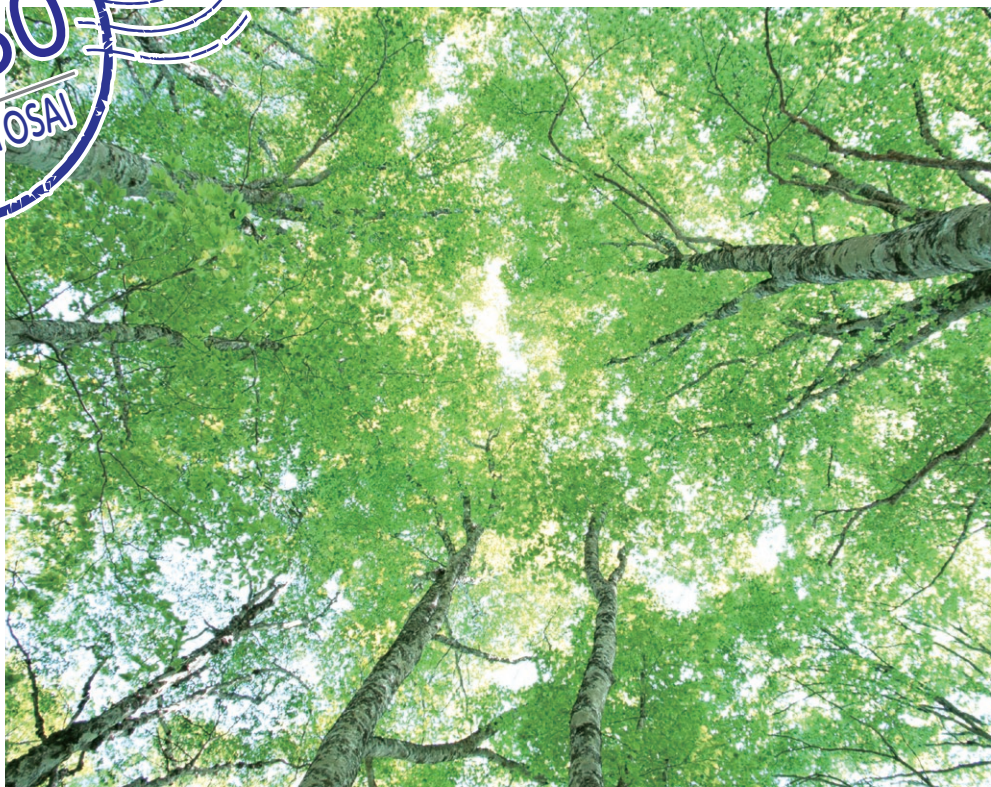


年	金	受	給	者
	だ	よ	り	

主な掲載内容

- 平成25年度の年金額について..... 2
- 追加費用対象期間(恩給期間等)をお持ちの皆様へ..... 3
- 失業手当を受給される皆様へ..... 3
- 再就職している皆様へ..... 4・5・6
- 各種届出書や年金関係書類が必要な方へ..... 7



平成25年度は物価の変動による 年金額の改定はありません

現在、支給されております年金については、法律上、直近の年金額引下げの年よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することとなっています。

平成24年の物価は、平成23年の物価と比較して変動がなかったことから、平成25年4月からの年金額については、改定は行われないこととなります。



平成25年10月から特例水準の解消を 行うため年金額が引下げとなります

現在支給されている年金は、平成12年度から14年度にかけて、物価下落にもかかわらず、特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたことなどにより、本来の年金額より2.5%高い水準（特例水準）で支払われています。

この特例水準について、世代間の公平を図る等の観点から、平成25年度から27年度までの3年間で解消する法律が、平成24年11月に成立しました。

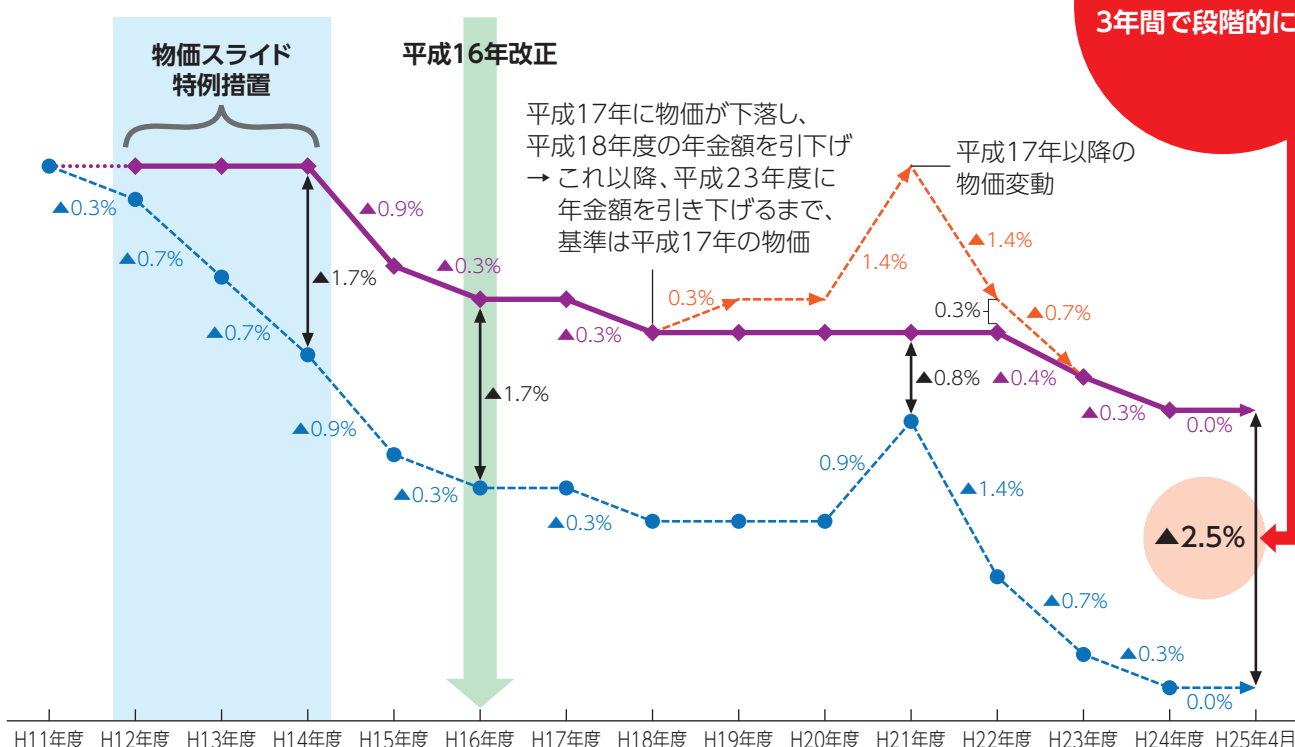
この法律は、平成25年10月から施行されるため、平成25年10月以降（12月支払い分以降）の年金額は、1.0%引き下がることになります。

（解消のスケジュールは、平成25年10月▲1.0%、平成26年4月▲1.0%、平成27年4月▲0.5%）

なお、この引下げ後の年金額については、平成25年12月中旬に年金改定証書等によりお知らせいたします。

年金額の改定の仕組み

- ◆— 物価スライド特例水準 …実際に支給されている年金の水準
- - - ● - - - 本来水準 …平成16年改正後の法律が規定する本来の年金水準

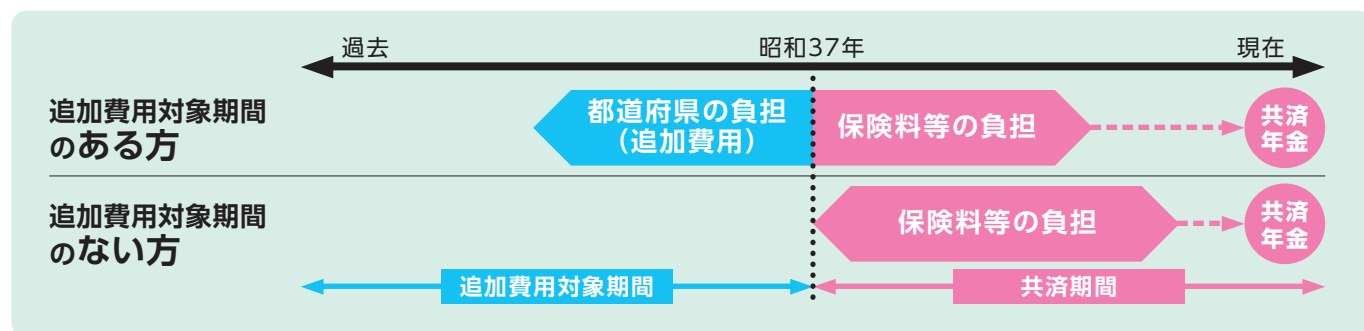


追加費用対象期間(恩給期間等)のある 年金額の改定について

- ◆平成24年の法律改正により、年金額の計算の基礎となる組合員期間に昭和37年以前*の公務員期間(追加費用対象期間)のある共済年金の年金額については、制度切替前後の本人負担の差を考慮して、世代間の公平性を図るため、平成25年10月の定期支給期分から、追加費用対象期間の長さに応じて、最大マイナス10%改定することとなりました。

*国家公務員共済制度は昭和34年以前、沖縄の年金制度は昭和41年以前になります。

- ◆改定の対象となるのは、年金額230万円を超える部分に限られます。
注)・年金額230万円には、基礎年金が支給されているときは、基礎年金の額を含めます。
・地方公務員等共済制度及び国家公務員共済制度から2以上の年金が支給されているときは、それらの合計額とします。
- ◆年金額が改定される方については、平成25年10月中旬に年金改定証書等によりお知らせいたします。

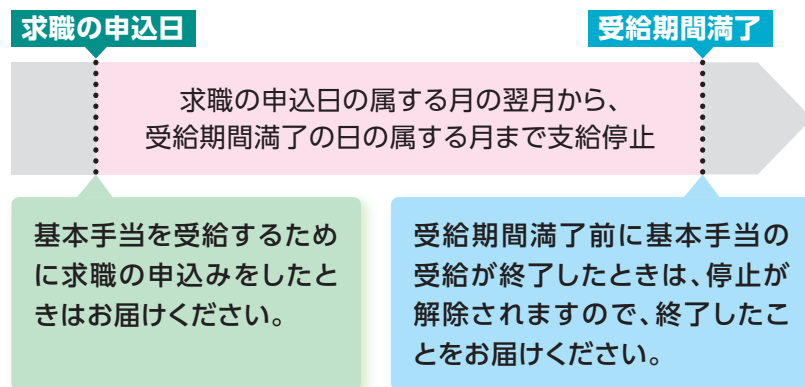


65歳未満の方が雇用保険を受給すると 年金の一部が停止されます

65歳未満で退職共済年金を受給されている方が、再就職先を退職後にハローワーク(公共職業安定所)で求職の申込みを行い、雇用保険法による基本手当(失業等給付)を受給されますと、その間、年金の一部が停止されます。



■停止期間と届出時期



■停止される額

- ❗ **停止 定 額 部 分**
- ❗ **停止 厚生年金相当部分**
- 職域年金相当部分**
- ❗ **停止 加 給 年 金 額**

※届出用紙は、当組合のホームページからダウンロードできます。

年金の停止額が基本手当(失業等給付)の受給額を超えてしまうことがありますので、**ハローワークに求職の申込みをする前に、基本手当の額を試算**し、退職共済年金の額と比較のうえ、**有利な方を選択**するようにしてください。

給与所得と共済年金との調整について

～年金額の一部支給停止について～

退職（共済）年金または障害（共済）年金の受給者が民間会社等に再就職または国会議員や地方議会議員に就任された場合は、年金を含めた収入月額が**支給停止調整額（46万円）**を超えると、年金額の一部が支給停止になります。

再就職された際の届出方法などについては6ページをご覧ください。

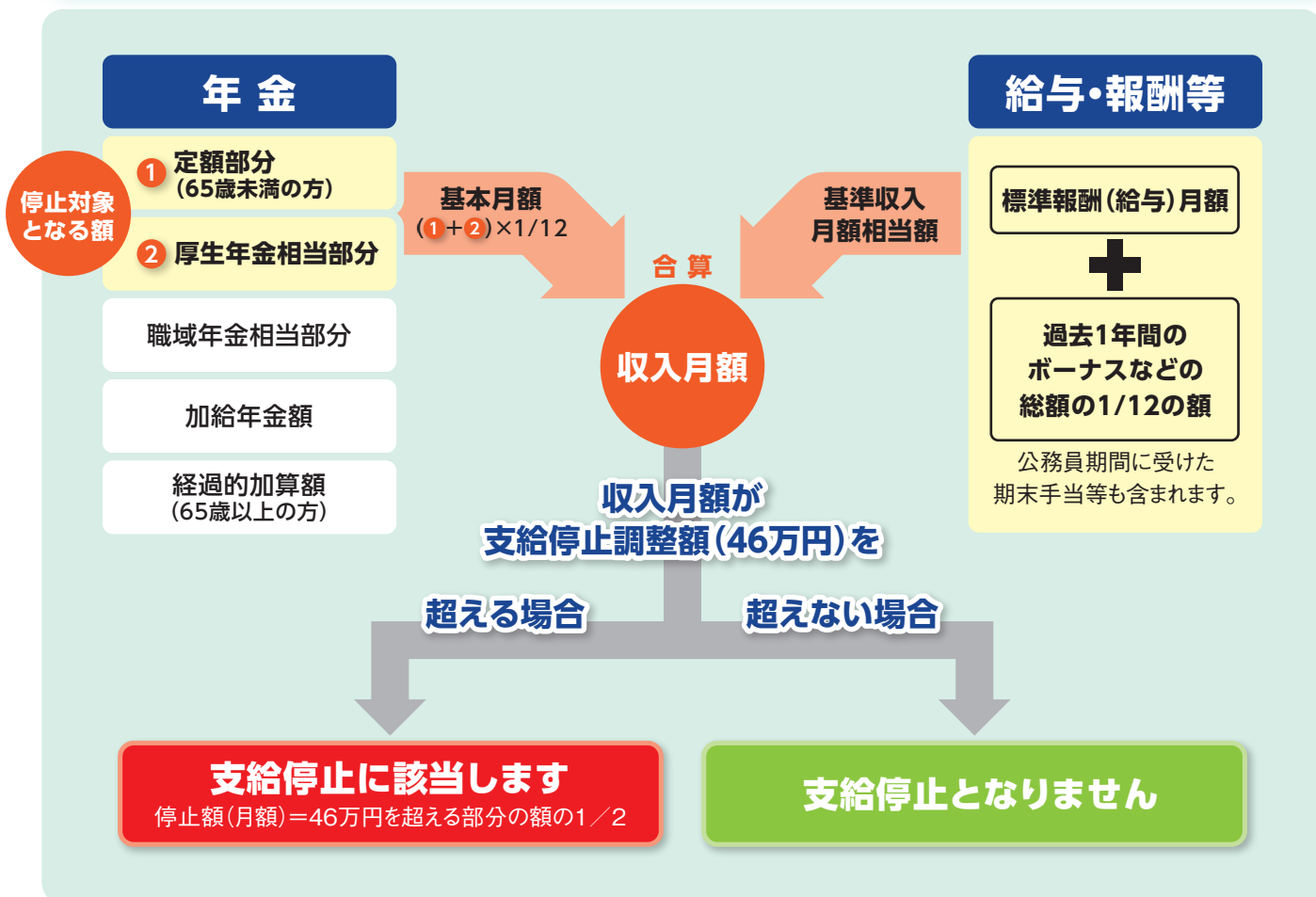


停止額の計算式について

再就職した月の翌月から、次の計算式により、年金の一部支給停止額を算定します。

$$\text{停止額(月額)} = \{(\text{基本月額} + \text{基準収入月額相当額}) - \text{支給停止調整額}\} \times \frac{1}{2}$$

(注) 停止額(月額)が基本月額を超えるときは基本月額が停止額(月額)になります。



標準報酬(給与)月額について

標準報酬月額、通勤手当などの労務の対象として支払われるものを含めた報酬月額を基に、事業主（勤務先）から厚生労働大臣への届出に基づき決定されております。

なお、届出の時期等によっては、停止額の変更時期が遅れることがあります。このような場合は、次回以降の定期支給の支給額で調整させていただいております。

また、再就職先の給料の額が変更された場合、標準報酬月額が改定された時期に応じて、年金額の一部支給停止額が変わりますが、変更時期は下表を参考にしてください。

再就職先の給料の変更状況	年金の一部支給停止額の変更時期
標準報酬月額が9月から改定されたとき (定時決定)	12月支給期(10月分)から 一部支給停止額を変更
大幅な給料の変更により、標準報酬月額の等級区分が、 9月以外の月から2等級以上の差で改定されたとき (随時改定)	改定のあった月の翌月分から 一部支給停止額を変更

※標準報酬月額の設定または改定については、最寄りの年金事務所または勤務先にお尋ねください。

過去1年間に支給されたボーナスの範囲について

停止額の算定に含まれる過去1年間に支給されたボーナスの範囲は、次のとおりです。

■平成25年3月31日に県を退職、4月1日に厚生年金保険の被保険者となった場合

[illegible]

※ がボーナス支給月



平成25年6月支給期(4・5月分)の支給停止額の計算

- ・4月分…停止対象外
- ・5月分…ア(平成24年6月と12月の期末手当等が対象)

平成25年8月支給期(6・7月分)の支給停止額の計算

- ・6月分… **イ** (平成24年6月と12月の期末手当等が対象)
- ・7月分… **ウ** (平成24年12月の期末手当等と平成25年6月のボーナスが対象)

停止の対象となる方と届出について

対象となる方	再就職した場合の届出	給与等が変動した場合
厚生年金保険に加入された方 ※厚生年金保険の適用事業所に勤務される70歳以上の方を含みます。	「年金受給権者再就職届書」 をご提出ください。 (届出用紙は当組合のホームページからもダウンロードできます。)	給与やボーナスの支給情報は、それぞれの保険者との情報交換により提供を受けているため、 個人による月額変更の届出は不要 です。
私立学校教職員共済制度に加入された方 ※70歳以上の私学共済制度の特定教職員等を含みます。	※届出が遅れますと、年金が払いすぎとなり、返還いただくことがありますので、速やかにお届けください。	
国会議員及び地方議会議員の方 ※年齢に関係なく停止対象となります。		年2回(6、12月)「標準報酬月額等報告書」をお送りしますので、 ご提出 ください。

よくあるお問い合わせ

Q

支給停止の対象となる期間はいつからいつまでですか？

A

支給停止の対象となる期間は、「**厚生年金保険の被保険者等**」になった日の属する月の翌月から、当該被保険者等として退職した日の属する月までとなります。例えば、4月1日に再就職し厚生年金保険の被保険者となり、同年10月31日に退職し厚生年金保険の被保険者でなくなった場合、5月分から10月分までの共済年金が支給停止の対象となります。

Q

再就職先で厚生年金保険に加入しており、4月から給料が減額されましたが、共済組合への手続きは必要ですか？

A

停止額の算定の基礎となる標準報酬月額等の情報は、日本年金機構から共済組合が情報提供を受けるため、**個人ごとの手続きは必要ありません。**

なお、**給料の変動時期と標準報酬月額の改定時期は異なる**場合があります。停止額は、前月の標準報酬月額に基づき計算しますので、標準報酬月額が改定されるまでは停止額も変更されません。厚生年金保険法の規定により、標準報酬月額の改定は、原則年1回(9月)とされておりますが、大幅な変動の場合は、勤務先の届出により、変動した月から4か月目の標準報酬月額から改定される場合があります。

仮に4月に大幅な給料の変動があり、勤務先の届出により7月から標準報酬月額が改定された場合の年金の停止額は、10月に支給される8月分の年金から変更されます。



平成 年 月 日

各種届出書等の請求をされる場合には、この請求書をご利用ください。

※受給者と請求者が同一のときは、請求者氏名および住所欄の記入・押印は不要です。
また、受給者と請求者の住所が同一のときは、請求者住所欄には「同上」と記載してください。

① 年金証書	② 年金改定証書(平成 年 月分)
③ 源泉徴収票(平成 年分)	④ 年金支給額証明書(平成 年分)
⑤ 年金支払通知書(平成 年 月分)	⑥ 年金加入期間確認通知書(通)

① 受給者の死亡(平成	年	月	日死亡)
② 遺族共済年金または遺族年金等関係 ㊦ 婚姻した ㊧ 養子縁組した ㊨ 親族関係が離縁で終了した ㊩ 国民年金法の遺族基礎年金を受けることとなった、または、受けることができなくなった			
③ 口座変更等 ㊦ 年金受取口座の変更 ㊧ 氏名変更			
④ 再就職または再退職関係(遺族年金及び遺族共済年金の受給者を除きます。) ㊦ 厚生年金・私学共済の被保険者となった、国会議員や地方議会議員に就任した ㊧ 上記㊦でなくなった ㊨ 公務員として再就職し、共済組合の組合員となった			
⑤ 雇用保険関係(65歳までの退職共済年金に限ります。) ㊦ 雇用保険法による基本手当受給のために求職の申込みをした ㊧ 雇用保険法による基本手当等の受給が終了した			
⑥ 加給年金額関係(対象者である配偶者または子に限ります。) (昭和61年3月以前の退職年金等には加給年金制度はありませんので、届出は不要です。) ㊦ 離婚した ㊧ 子が婚姻(養子縁組)した ㊨ 養子を離縁した ㊩ 受給者との生計維持関係がなくなった(恒常的に年収850万円以上となった) ㊪ 配偶者が自己の年金を受けるようになった、または、全額停止された(国民年金の老齢基礎年金を除きます。) *上記㊪の場合は、事実がわかる配偶者の年金証書等の写しを添付してください。			
⑦ 1級または2級の障害共済年金関係 ㊦ 婚姻した ㊧ 子が生まれた ㊨ 18歳未満の子と養子縁組した			

※ 1 及び 2 の 4、5、6 に係る各種届出書は、当組合のホームページ(<http://www.chikyosai.or.jp/>)からダウンロードできます。

被災地の自治体で働きませんか

被災地の早期の復旧・復興のために、
力を貸してください

東日本大震災の被災地の自治体においては、本格的な復旧・復興に向けた事業の推進のためのマンパワーの確保が課題となっています。

こうした中、被災地の自治体においては、即戦力となる人材として行政実務の経験がある退職した元地方公務員の方々に期待が寄せられています。

下記をご覧ください、被災地の自治体での勤務を、ぜひご検討ください。

総務省ウェブサイトを通じた職員募集情報の入手

総務省ウェブサイトにて、被災地の自治体で働く職員の募集情報に関するリンクページを設けています。

■ 総務省ウェブサイト



総務省ウェブサイト

<http://www.soumu.go.jp/>

総務省

検索



こちらを
クリック

被災地の自治体で
働きませんか

民間企業の皆さまへ
〔被災地の人的支援のお願い〕

リンクページから各自治体における職員の募集状況を確認することができます。

募集要項等をご確認いただき、ぜひ採用試験に応募してください。

また、お近くの自治体において被災自治体で働く職員を募集していることもありますので、あわせてご確認ください。

※採用試験の詳細や資料請求等につきましては、試験を実施する各自治体に直接お問い合わせください。

【総務省自治行政局公務員部公務員課 TEL.03-5253-5111(代表)】

総務省における人的支援の取組については、

総務省ウェブサイトの「総務省における被災地方公共団体に対する人的支援の取組」
(http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/70131.html)をご覧ください。